（総価　物品購入　同等品あり）

入札説明書（希望制指名競争入札）

この入札説明書は希望制指名競争入札にあたり、入札心得（世田谷区ホームページ「契約・入札情報」の「要綱・要領及び基準」に掲載）の内容を補足するものであり、世田谷区が発注する物品の買入れ、製造の請負、委託、賃貸借等に関し、競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を記載しているものです。入札案件の参加を希望する事業者の方は、この入札説明書及び入札心得並びに「東京電子自治体共同運営　電子調達サービス」（以下「電子調達サービス」）の発注案件情報等の内容を踏まえ、入札に必要な手続きを行ってください。

なお、入札参加者の指名にあたっては、不誠実な行為や履行不良など不適格者と認められる事実があった場合は、希望申請要件に適合したとしても指名しない場合があります。

※本案件は、電子契約対象案件です。

電子の契約書を希望する場合は、電子契約サービス利用申出書を開札日の翌営業日までに提出してください。提出がない場合、紙の契約書となります。詳しくは、「電子契約サービスの導入について」をご確認ください。

１　件名　：投光器の購入

２　入札保証金　：　免　除

３　契約保証金

世田谷区契約事務規則第４６条第２項の各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する旨を、契約締結時に告知します。

４　発注図書（仕様書等）の受領

電子調達サービスにおいて、希望申請にあたっての参考として案件公表時に「入札情報サービスの発注案件情報」で仕様書案を公表しますが、正規の仕様書は指名後に「電子入札の発注図書等受領案件」で受領する仕様書となります。

両者の内容は一部で異なる場合があります。必ず指名後に発注図書として仕様書を受領・確認し、入札書を提出してください。

その他の発注図書についても、同様に必ずご確認ください。

受領が確認できない場合は、その者の入札書を無効とする場合がございます。

※　入札書提出後は、電子調達サービス上で発注図書を確認することができなくなります。
発注図書は必ず印刷（ダウンロード）しておいてください。

５　指名

指名予定日　11月6日

希望制指名競争入札における指名は、指名予定日以降に**指名の有無について電子調達サービス上で直接ご確認ください。メールによる連絡は行っていません。**（任意指名を除く）

６　質疑応答

指名後に、仕様内容等に関する質疑応答を電子調達サービス上で行います。

質問締切　11月10日　15:00

回答予定　11月12日　15:00

※　紙書類やＦＡＸ、メール、口頭等による質疑応答は、原則として行いません。

※　自社が質問を提出していなくても、他社が質問を提出していることがあります。
必ず回答予定日時後に回答状況を確認した上で、入札書を提出してください。

※　**一度提出した入札書は書換え、差替え又は撤回することはできません。**

７　関係会社の取り扱い

関係会社の入札参加は、同一の案件及び同日開札における落札制限対象の案件においては一者に限ります。組合での入札参加の場合、その構成員は同一案件及び同日開札における落札制限対象の案件には参加できないものとします。

８　同等品の確認について

仕様書に参考品や同等品等と記載のある案件について、**参考品以外で納入する予定の場合は、**

上記の質疑応答（電子調達サービス（電子入札））により申請し、必ず入札を行う前に区の承認を得てください。

同等品申請の際は申請する製品の製造メーカー名・型式等を正確に入力するとともに、**製品のデータや素材・特徴（仕様）、参考品との相違点等を示した上で**（必要に応じてカタログ等の写しをデータ添付すること）、**同等品以上として申請する具体的な根拠等を入力してください。**

なお、同等品申請の結果については、申請事業者ごとに個別に回答します。（原則として希望申請時に登録いただいた担当者様メールアドレス宛に回答を送付します。不都合がある場合は、ご希望の回答宛先を同等品申請の際に提示してください。電子調達サービス（電子入札）では回答を行いません。また、回答後に質問自体も電子調達サービス（電子入札）からは削除します。

９　入札

入札は、電子調達サービス上で行います。

（１）入札金額

入札書の金額は、『税抜の総額』を入力してください。

（２）再度入札

１回目の入札で落札者が無い場合は、原則として次のとおり再度入札を実施します。再度入札を実施する場合は、電子調達サービスに登録されたメールアドレスに再度入札通知書のメールが送信されます。世田谷区から再度入札になった旨の電話連絡はいたしませんので、再度入札通知書で日程等をよくご確認の上、再度入札をしてください。なお、提出時間を過ぎると自動的に不参により失格となります。

①回　数　　最大２回まで実施します。
②時　間　　再度入札１回目：開札の約１時間後（詳細は再度入札通知書参照）
　　再度入札２回目：上記の約 30 分後（詳細は再度入札通知書参照）

※　上記時間は予定ですので、実際の再度入札の日時は、電子調達サービスから発行される再度入札通知書をご確認ください。

10　物品供給契約約款（契約条項）

本件の契約には世田谷区物品供給契約約款を適用します。（世田谷区トップページ ＞ 区政情報 ＞ 契約・入札情報 ＞ 様式・要綱等 ＞ 契約約款（契約条項）をご覧ください。）

https://www.city.setagaya.lg.jp/02234/8044.html

11　契約書類

落札決定通知書をご確認ください。

12　その他

（１）入札参加者は、入札心得を遵守しなければなりません。入札心得は世田谷区ホームページ「契約・入札情報」の「要綱・要領及び基準」に掲載しています。必ず内容を確認してください。

（２）入札参加資格を失効している者、指名停止を受けている者、入札参加除外措置を受けている者、指名制限の対象に該当している者は入札に参加できません。

（３）上記（２）により入札に参加できない者となった場合は、入札書を提出していても、開札時にその入札書を無効とします。

（４）落札後の辞退や契約違反は指名停止措置の対象となります。詳しくは世田谷区指名停止基準をご確認ください。（世田谷区トップページ>区政情報＞契約・入札情報>様式・要綱等> 要綱・要領及び基準 ページ内に掲載しています。）

https://www.city.setagaya.lg.jp/02234/8043.html

（５）落札後から契約締結日より前までの間に指名停止となった場合は契約を締結しません。

【問い合わせ先】

《電子入札の内容等に関すること》

世田谷区財務部経理課契約係　担当：松本　　TEL：03-5432-2147　FAX：03-5432-3046

《操作手順やパソコンの設定等に関すること》

ｅ－Ｔｏｋｙｏコールセンター　TEL：０５７０－０５－１０９０

受付時間：祝祭日を除く**月曜日～金曜日　８：３０～１７：１５**